

“くくりわな”の輪の直径に関する規制の緩和・解除の方針について

平成 28 年 11 月 18 日

自然保護課

1. 現行の法制度

狩猟鳥獣の捕獲の方法によっては、多量の捕獲等が予想され、狩猟鳥獣の保護のためにこれらを制限することが必要とされ、平成19年4月の鳥獣保護法施行規則の改正に伴い、「くくりわな」に関する制限の見直し等が行われた。錯誤捕獲（特にクマ）を防止するとともに仮に錯誤捕獲があった場合でも鳥獣の損傷を軽減するため、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号および第10号）されている。

《上記、規制の緩和・解除できる場合》

- ・ 捕獲許可（捕獲許可時に、目的達成に必要と認められた場合は禁止猟法によって捕獲が可能）
- ・ 特定鳥獣に係る特例。（県が定める特定鳥獣管理計画[※]に規定すれば、規制の緩和・解除が可能）

※特定鳥獣管理計画について

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、その鳥獣の管理を図るために県が策定する計画で、本県では、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて策定。

2. 規制の緩和・解除の方針

（1）現在の本県の状況

千葉県の場合は、規制（輪の直径を12cm以下とする）を緩和・解除することにより、
（1）クマはいないが、人里に近いということもあり、人身事故につながる懸念されること
（2）捕獲がしやすくなるという客観的なデータがないこと
などから、狩猟における規制の緩和・解除は行っていない。

（2）規制の緩和・解除に関する検討

ア 規制の緩和・解除を行う理由

- ・ クマのいない本県において、クマの錯誤捕獲が発生しない、
- ・ クマが発生している他県も規制を緩和・解除しており、近県（茨城、栃木、山梨、長野）では人身事故の発生例はなく、また、静岡県においても次期計画からニホンジカ捕獲推進のため、規制の解除及び緩和を行っていく方針である。
- ・ 県内の一部の単位猟友会及び狩猟者から、「径が12cmでは蹄しか掛からない」、「端っこを踏んでわなに掛からない」など、径を大きくするよう要望がある。

イ 規制の緩和・解除を行った場合に生じる課題

- ・ わなの径が大きくなると人身事故が起きる可能性がある。
→わなの設置の周知を徹底することにより対応が可能と思われる。

ウ 結論

県内にクマがいないこと及び既に許可捕獲では規制が緩和された事例があり、実際に捕獲に従事している者からの要望があることから、規制の緩和・解除を行うこととする。

ただし、規制の緩和・解除の具体的内容については、環境審議会鳥獣部会の小委員会に諮ったうえ、関係団体等と調整し、決定するものとする。

※ 規制の緩和・解除の具体的内容（留意事項）

規制（輪の直径を12cm以下とする）の緩和・解除の具体的内容については、輪の直径の制限を緩和している県（山梨県（20cm以下）、福島県（15cm以下））でも輪の直径に関する統一された根拠はない。